

案内

8月から「特別警報」の発表を開始します。

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」我が国の観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

問い合わせ／気象庁和歌山地方気象防災業務課 073(422)5348

災害に備えて各ご家庭で、飲料水の備蓄を！

この度、有田川町では、町民の皆さまに災害への備えとして備蓄していただくために長期保存が可能な災害用備蓄水を製造し、販売を開始します。

東南海・南海地震の発生が懸念されている中で、もしこのような大規模災害等が発生した場合、水道管の破損等により水道の供給停止ということも想定されます。

また、交通手段の途絶や道路崩壊などにより、応急給水活動の体制が整うまでに時間がかかることも予想されます。

そこで頼りとなるのは、ご家庭で備蓄していただく飲料水です。

一般的に一人1日3リットルの飲料水が必要とされ、これは今回製造した災害用備蓄水に換算すると一人1日6本、4人家族であれば24本が必要となり、最低でも3日分を備蓄していただくと安心といわれています。

いざという時のために、ご家庭での飲料水備蓄の必要性をご理解いただき、飲料水の備蓄にご協力をお願いします。

商品名 「有田川神聖水」

販売単位 1本

(1本 500ml ペットボトル)

販売価格 100円(税込)

賞味期限 5年(キャップへ印字)

販売先に関するお問い合わせ

有田川町商工会

電話 0737(52)5701



8月は電気使用安全月間です

たこ足配線やプラグのほこり放置、電気コード上に物を置くなど、電気の誤った取扱いは感電や火災の原因になります。日ごろから家庭や職場などで電気の安全使用を心がけましょう。

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課